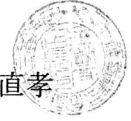


平成 27 年 2 月 27 日

全国一般労働組合全国協議会
宮城合同労働組合
執行委員長 星野 憲太郎殿

ヤマト運輸株式会社
宮城主管支店
支店長 宮坂直孝



回 答 書

当社は、貴組合の 2015 年 2 月 12 日付「団体交渉申し入れ書及び要求書」に対し、次のとおり回答します。

第 1 要求事項について

1 要求事項 1 について

平成 27 年 4 月 1 日から畠山氏の基本給をベースアップすべき根拠が不明であり、貴組合の要求に応じることはできません。

2 要求事項 2 について

キャリア社員の昇給については、雇用契約書において、契約期間中の定期昇給はないことが定められており、契約更新時に、従前の人事考課結果に基づき、昇給させることがあるにすぎません。なお、キャリア社員の昇給（及び降給）は、当社の人事運用規程に準じ、次のとおり行われます。

まず、前年 10 月 1 日から本年 3 月 31 日（前年下期）と 4 月 1 日から 9 月 30 日（当年上期）を評価対象期間として、それぞれ、人事考課を行います。その人事考課の結果、確定された人事評価に係る評語に応じて、半期毎に、畠山氏のように「中級」の基本給が適用されているキャリア社員については、「4」、「3」、「2」、「1」、「0」、「-1」又は「-2」の昇降給レベルが確定されます。そして、前年下期昇降給レベルと当年上期昇降給レベルの合計値が、年間昇降給レベルとして基本給の号俸に反映され、その値に応じて号俸が昇降します。

3 要求事項 3 について

キャリア社員の休日については、キャリア社員がマネージ社員とは業務内容、責任範囲、求められる役割、異動の有無等に差異があること等にかんがみ決定されたものであり、貴組合の要求に応じることはできません。

4 要求事項4について

既に平成26年12月4日に説明したとおり、評価対象期間（平成26年5月16日から11月15日）において、畠山氏に評価されるべき取組み実績はなく、他方、同氏が複数回欠車を発生させ、当社に代行備車費用266,000円の損害を与えたこと、同氏が勤務交番に従わない姿勢を示し、当社の職場規律を乱そうとしたこと、店所全体の収支が目標を下回っていたこと等を総合的に考慮したことによります。

5 要求事項5について

賞与支給方式は、会社が専権事項として決定することができるものであるところ、当社は、マネージ社員とキャリア社員との上記3の差異を考慮して賞与支給方式を決定し、キャリア社員の成果査定については絶対評価とした（成果評語「S1」から「B3」のいずれかを標準値とするとか、各評語に所定人数を分布させる等するものではない。）ものです。このことは、これまでの団体交渉において既にくり返し説明したところであり、本社による説明は不要と考えます。

6 要求事項6について

当社は、マネージ社員とキャリア社員との間の労働条件に区別を設けていますが、これが不合理な「差別」であるとは考えていません。

しかして、就業規則等の社内規程は、社内イントラネットに掲載されており、畠山氏がこれを閲覧することは可能ですので、当社は、貴組合から、当社規程に基づき、個別具体的に問題を指摘されれば、それについて団体交渉することはやぶさかでありませんが、現時点において、貴組合の要求に応じることはできません。

第2 団体交渉について

貴組合との団体交渉については、次のとおり応じることとします。

1 団体交渉日時

平成27年3月2日 16時30分から 17時30分まで

2 場所

ベルサンピアみやぎ泉 青葉

3 出席者数

双方 3名以内